公壳公告兼見積価額公告

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。

令和6年3月21日

札幌国税局長

記

	дL		
公売の 公売の開始及び	令和6年5月21日 8時30分から		
日 時 締切の日時	令和6年5月28日 17時00分まで		
公 売 の 場 所	札幌国税局		
公 売 の 方 法	期間入札(公売公告別紙2に記載する売却区分ごとに売却する。)		
公売保証金の納付期限	令和6年5月28日 17時00分		
必要書類の提出期限	書面入札の場合 令和6年5月28日 17時00分 電子入札の場合 令和6年5月27日 17時00分		
開札の日時	令和6年5月30日 9時30分		
開札の場所	札幌国税局 入札室(8階)		
売却決定の日時	令和6年6月13日 10時00分		
売却決定の場所	札幌国税局		
買受代金の納付期限	令和6年6月13日 14時00分		
権利移転の時期	買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転について登録、許可、承認を 必要とする場合があります。		
危険負担移転の時期	買受代金の全額を納付した時です。		
権利移転に伴う費用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。		
公売財産上の質権者 抵当権者等の権利の 内容の申し出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を札幌国税局特別整理第一部門に申し出てください。 債権現在額申立書の用紙は、当局特別整理第一部門にあります。		
買受人の資格その他の要件	国税徴収法第92条又は第108条に抵触しない者 農地については買受適格証明書の提出を要する場合があります。		
その他公売条件等	公売公告別紙1のとおり		
公売財産の表示	公売公告別紙2のとおり		
公 売 保 証 金	公売公告別紙2は、庁舎内に公告してあります。		
見 積 価 額	なお、国税庁公売情報ホームページ (https://www.koubai.nta.go.jp/)の物件情報にも掲載していま 面 額 す。		

その他の公売条件等

1 公売の方法等

公売は、公売財産の売却区分番号ごとに行います。 入札者は所定の入札書により、売却区分番号ごとに入札してください。 なお、入札は、次のいずれかの方法により行います。

(1) 書面入札

- イ 入札書を郵送(「書留」等) する方法
- ロ 入札書を国税局に直接持参する方法

(2) 電子入札

入札書をインターネットを利用して提出する方法

2 公売保証金の提供

公売保証金は、下記指定口座に振り込む方法により、公売公告兼見積価額公告の「公売保証金の納付期限」までに着金するよう納付してください。着金確認後、領収証書を郵送します。指定の口座への着金が納付期限までに確認できない場合、入札は無効となります。

金融機関	北洋銀行 本店営業部
預金の種類	普通預金
口座番号	1085067
口座名義人	さっぽろこくぜいきょくこうばいょう 札幌国税局公売用

【留意事項】

- 振込手数料は、振込人(入札者)の負担となります。
- ・ 振込人は、入札者に限りますので、入札者以外の名義で振り込んだ場合は、入札が無効となり ます。
- ・ 公売保証金は、納付後、その取消し又は変更できません。

3 必要書類の提出期限及び提出方法

次の必要書類について、売却区分番号ごとに作成し、公売公告兼見積価額公告の「必要書類の提出 期限」までに提出してください。

なお、提出期限までに必要書類の提出が確認できない場合、入札は無効となります。

(1) 陳述書

公売財産が不動産である場合には、暴力団員等に該当しない旨の陳述をする必要がありますので、 陳述書を作成し、入札書と併せて提出してください。

また、次に該当する場合は、陳述書と併せて、次に掲げる書類を提出してください。

イ 入札者又は自己の計算において入札を行わせる者が法人の場合

法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る全部事項証明書等)

ロ 入札者又は自己の計算において入札を行わせる者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合

その許認可等を受けたことを証明する書面(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写し

(2) 公売保証金振込通知書兼払渡請求書

太枠内を必ず記載するとともに、振込みを依頼した金融機関から交付された「振込金受領書(原本)」を所定の位置に貼付してください。

なお、インターネットバンキングを利用した場合、振り込んだ旨を確認できる画面等を出力し、 貼付してください。

- (3) 公売保証金の充当申出書
- (4) 買受適格証明書(公売財産が農地など提出を要する場合のみ)
- (5) 共同入札代表者の届出書(共同入札により入札を行う場合のみ)
- (6) 委任状 (代理人が入札手続きを行う場合又は共同入札により入札を行う場合のみ)

4 入札期間及び入札書の提出方法

入札期間は、公売公告兼見積価額公告の「公売の開始及び締切の日時」に記載された期間とし、入 札書の提出方法は、上記1のいずれかの方法に限ります。「書面入札」の場合は、入札書を入札書提出 用(内封筒)に封入の上、提出してください。

なお、<u>入札期間を経過した後に提出された</u>(到着した)<u>入札書は、すべて無効となります</u>ので、郵送により入札書を提出される場合は、所要の日数を見込んだ上で郵送してください。

また、入札書の記載に当たって、字体は鮮明に記載し、記載に誤りがあったときは訂正や抹消をせず、新たな入札書を作成してください。入札書に記載漏れや、訂正、抹消等の不備がある場合には入札を取り消します。

一度提出した入札書は、入札期間(時間)内であっても、引換え、変更又は取消しをすることができません。

おって、同一人が、同一の売却区分について、2枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。

5 買受人の制限

次に該当する者は、公売財産を買い受けることはできません。

- (1) 滞納者本人等、国税徴収法第92条(買受人の制限)の規定に該当する者
- (2) 換価処分の執行の妨害等の行為をした者等、国税徴収法第108条(公売実施の適正化のための措置)の規定に該当する者
- (3) 公売財産の買受けについて、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格等を有しない者

6 開札の方法

開札は、入札者の面前で行います。

ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

7 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高 価の価額である者に対して行います。

8 最高価申込者の取消し

最高価申込者が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められる 場合は、最高価申込者の決定を取り消します。

9 次順位買受申込者の決定

公売財産が不動産等である場合には、国税徴収法第 104 条の 2 の規定により、次の要件を満たす場合には次順位による買受けの申込みを行うことができます。

なお、この場合、次順位買受申込者は開札の場所において、直ちに買受けの申込みを行う必要があります。

おって、次順位買受申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。

- イ 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額であること
- ロ 見積価額以上であること
- ハ 最高価申込者の入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であること

10 再度入札

開札の結果、最高価申込者がいない場合は、再度入札をすることがあります。

11 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2人以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行い、 追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

追加入札の日程等については、次のとおりです。

(1) 入札日時及び場所

令和6年6月6日(木)午前8時30分から

令和6年6月11日(火)午後5時00分まで 札幌国税局

(2) 開札の日時及び場所

令和6年6月13日(木)午前9時30分

札幌国税局 徴収部調査室(4階)

(3) 最高価決定の日時及び場所

令和6年6月13日(木)午前10時00分

札幌国税局 徴収部調査室(4階)

(4) 売却決定の日時及び場所

令和6年6月27日(木)午前10時00分

札幌国税局

(5) 買受代金の納付の期限

令和6年6月27日(木)午後2時00分

12 売却決定

売却決定は、公売公告兼見積価額公告に記載した日時に、最高価申込者に対して行います。 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。

なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

13 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告兼見積価額公告の「買受代金の納付期限」までに買受代金の全額を上記2に記載の指定口座に振り込む方法により、納付してください(振込先は公売保証金の振込先と同じ口座です。)。

14 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、入札終了の告知後、指定された預金 口座に振り込む方法で返還します。

ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価買受申込者が買受代金を納付した後に返還します。

15 権利移転等の時期

買受人は、買受代金の全額を納付した時に公売財産を取得します。

ただし、次に掲げる公売財産については、それぞれの要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。

なお、買受代金納付後に生じた財産のき損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

- (1) 農地等については、都道府県知事等の許可
- (2) その他、法令の規定により認可又は登録を要するものは、関係機関の認可又は登録

16 権利移転に伴う費用

公売財産の権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税、嘱託書の郵送料等)は、買受人の負担となります。

17 権利移転の手続

買受人は、次により権利移転の手続きをしてください。

(1) 札幌国税局長に登記・登録の嘱託を請求することのできる公売財産(不動産等)の場合は、所有権移転登記請求書に必要書類を添えて提出してください。

なお、公売財産が農地等である場合は、都道府県知事等が発行する権利移転の許可書又は届出受 理書の呈示も必要となります。

(2) 買受人が自ら登録を行う公売財産の場合は、売却決定後速やかに行ってください。

18 売却決定の取消し

次に該当する場合は、買受人に対して行った売却決定を取り消します。

(1) 買受代金の納付前に、国税完納の事実が証明されたとき

- (2) 買受代金を納付期限までに納付しないとき
- (3) 国税徴収法第108条第2項の規定が適用されたとき

19 買受申込等の取消し

買受代金の納付期限前に滞納者等から不服申立て等があった場合は、最高価申込者及び次順位買受申込者並びに買受人は、その不服申立て等がされている間は、入札又は買受申込みを取り消すことができます。

20 公売保証金の国庫帰属等

買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合は、 その者の納付した公売保証金は、その公売に係る国税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者 に交付します。

また、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、国庫に帰属することになります。